

埼玉県協定締結医療機関施設・設備整備事業Q&A

令和8年9月8日更新

【共通】

No.	区分	問	答
1	共通	補助事業の実施主体となるにはどうしたらよいか。	補助を受ける対象となるためには、県と感染症法第36条の3に基づき、県と医療措置協定（以下「協定」という。）を締結する病院、診療所、薬局、訪問看護事業所の開設者であることが必要です。協定を締結しない場合は補助の対象にはなりません。 なお、医療機関等を開業する前であっても当該事業年度中に協定締結予定であれば、事業計画を提出することができますが、交付決定の時期まで（概ね10月から12月ごろまで）に協定を締結していることが必要となります。 事業計画提出前に担当までに必ずご相談ください。
2	共通	補助事業はどのような流れか。	①事業計画書の提出（事業者→県） ②事業計画書の審査（県） ③交付予定額の内示通知（県→事業者）～～事業着手可能～～ ④交付申請書の提出（事業者→県） ⑤交付申請書の審査（県） ⑥交付決定通知（県→事業者）※内示額の範囲内 ⑦実績報告書の提出（事業者→県） ⑧実績報告書の審査（県） ⑨額確定通知（県→事業者）※交付決定額の範囲内 補助金交付については、No.9、10を参照
3	共通	補助金額はどのように計算されるのか。	事業ごとの計算方法は以下の通りです。 【病室の感染対策に係る整備】 ・実支出額と基準額を比較して、少ない方を選定額とする。 ・選定額と、総事業費から寄付金その他収入額を控除した額を比較して少ない方の金額に3分の2を乗じて得た金額を、交付決定額の範囲内で補助金額とする。 【病室の感染対策に係る整備以外】 ・実支出額と基準額を比較して、少ない方を選定額とする。 ・選定額と総事業費から寄付金その他収入額を控除した額を比較して少ない方の金額を、交付決定額の範囲内で補助金額とする。 なお、予算の範囲内で補助を行うため、提出された事業計画・交付申請がすべて補助の対象となるとは限りませんのでご承知ください。
4	共通	事業は、いつから着手できるのか。	内示以降に、着手（契約及び着工）可能となります。 なお、内示前に見積書複数事業者から取得する・入札手続きを行うなど、業者を事前に選定することは可能ですが、契約は県からの内示以降に行っていただく必要があります。
5	共通	事業に着手するにあたって契約手続き等に注意点はありますか。	当事業については、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続きの取扱いに準拠する必要があります。 次のように、取り扱う案件の金額によって手続きが異なりますので御注意ください。 なお、原則、交付申請の際に2者以上の見積書又は入札結果を御提出いただくことになりますので、早期の対応・準備をお願いいたします。 （1）施設に係る工事400万円、設備に係る物品の購入300万円を超える場合 原則一般競争入札によって契約相手を決定していただくこととなっています。一般競争入札を行った場合には、入札等結果報告書と併せて入札参加者全ての入札書の写しの提出も忘れずをお願いします。 （2）施設に係る工事400万円以下、設備に係る物品の購入300万円以下の場合 原則30万円以上の契約を行う際には、複数見積もりを徴取した上で安価な相手方と契約することとなっています。比較した2者以上の見積書を御提出ください。 ※金額の基準は年度ごとに変わる可能性があります。 契約に関する手続きに関しては、内示前後に送付します「契約事務の手引き」をご確認ください。その他契約手続きに関して不明な点や交付申請までに間に合わない事情等がありましたら担当まで御連絡ください。
6	共通	工期が複数年度にまたがる場合や設備の整備が翌年度にまたがる場合、補助の対象となるか。	本事業は、年度内に事業を完結する必要があるため、施設整備の場合は工事の完了、設備整備の場合は設備の納品が翌年度にまたがるものは補助対象外となります。 また、補助金の交付までを当該年度の3月末までに行う必要があるため、施設整備の場合は工事の契約・着工、設備整備の場合は設備の納品を1月末までに行っていただきます。
7	共通	内示後に事業内容を変更することは可能か。	内示後に当初の事業計画から事業内容を変更することは可能です。 ただし、事業内容を大きく変更する場合には、厚生労働大臣の承認を得る必要がある場合もありますので、事前にご相談ください。 また、事業計画書で当初から予定していなかった事業を追加することはできません。 例：PCR検査装置の整備のみを計画していた場合、交付申請時に簡易ベッドの整備を申請することはできません。 なお、内示額を超える金額で交付申請をされた場合でも、内示額が交付決定額の上限となりますので御留意ください。
8	共通	交付申請にはどのような書類を添付すればよいか。	次の書類を準備いただき、埼玉県電子申請・届出サービスで御提出ください。 提出時期等は、都度対象機関へ通知します。 【施設整備】 ・交付申請様式、工事計画図、工事仕訳書、その他参考となる資料（工事箇所の現況写真等） 【設備整備】 ・交付申請様式、配置設計図、見積書、その他参考となる資料（当該設備のカタログ等）
9	共通	補助金交付の方法の「精算払」、「概算払」とは何か。	「精算払」とは、補助事業期間中に発生した経費額を確定した後に交付する方法です。 「概算払」とは、経費額が未確定の段階で必要となる金額を見込み、補助事業期間中に交付する方法です。当事業では、概算払を希望される場合、概算払請求書と併せて、入札等結果報告書、施設整備の場合は契約書、設備整備の場合は納品書を提出いただく必要があります。 詳しい事務の流れについては（No.10）も併せてご確認ください。

10	共通	補助金交付の流れはどうなるのか。	①内示を受領後に、補助事業を実施するために業者の選定・契約を行ってください(No.5.7も併せてご覧ください)。 ②交付申請書提出の案内があったら、交付申請書の作成・提出をしてください。県で申請を受付後、審査を行い交付額を決定し、メールにて交付決定通知書を送付いたします。 【1月までに事業が完了している場合(精算払)】 ③実績報告書を令和9年1月までに提出いただき、補助金額の確定(確定額は交付決定額が上限)及び補助金の請求書の案内を行います。 ④実績に基づき補助金を交付します。 【1月までに事業が完了しない場合(概算払)】 ③令和9年1月までに「概算払請求書」及び「入札等結果報告書」「入札書の写し(随意契約の場合、見積書も可)」、「納品書」を御提出ください。 ④県から契約・納入実績等に基づき補助金を交付します。 ⑤事業完了後、実績報告を御提出いただき、補助金額の確定及び精算(超過額が生じた場合、補助金の返還)を行います。
11	共通	「寄付金その他の収入額」について、想定しているものは何か。	当該補助事業に対して、直接、寄付金等があった場合のみ、記入してください。
12	共通	交付申請を取り下げる場合はどうすればよいか。	(交付決定を受けていない場合) 速やかに県に連絡してください。必要な手続きについて御案内します。 (交付決定を受けている場合) 期間内に事業が完了しなかった場合や、事業を実施しないことになった場合など、それが確定した時点で速やかに県に連絡の上、0円の実績報告書を提出してください。
13	共通	実績報告に必要な書類は何か。	次の書類を準備いただき、電子メールで御提出いただく予定ですので、ご承知おきください。 【施設整備】 ・実績報告書様式 ・入札等結果報告書 ・入札書又は見積書の写し ・契約書、納品書(又は工事完了報告書)、請求書、領収書、検収調書等の写し ・補助事業完了後の補助対象施設の全景及び概要を示す写真 ・補助事業完了後の建物の構造概要及び平面図 ・その他実績の参考なる資料 【設備整備】 ・実績報告書様式 ・入札等結果報告書 ・入札書又は見積書の写し ・契約書、納品書、請求書、領収書等の写し ・補助事業完了後の補助対象設備の写真及び設置場所の全景がわかる写真 ・その他実績の参考なる資料(稼働することが分かる資料など)
14	共通	消費税仕入税額控除報告とは何か。	消費税の仕入控除税額が確定した場合は(仕入控除税額が0円の場合を含む。)、県に報告してください。これは、補助金の交付を受けた全ての補助事業者が行う必要があります。(提出期限までに提出できない場合は、あらかじめ連絡してください。) 消費税仕入税額控除報告に基づき、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を返還していただきます。 なお、交付申請または実績報告の時点で消費税の仕入控除税額が確定している場合は、併せて報告していただきます。
14-2	共通	交付申請または実績報告の時点で消費税の仕入控除税額が確定している場合、とはどういうことか。	交付申請書や実績報告書を提出する時点で、補助金に係る経費処理を終えて消費税申告を完了している場合のことを意味しています。 この場合は交付申請や実績報告の作成方法について案内させていただきますので、事前に連絡をお願いします。
15	共通	法人が複数の医療機関(施設)を運営しており、医療措置協定は、それぞれの施設で締結している。いずれの施設も当該補助事業の活用を検討しているが、事業計画書は、それぞれ作成する(＝事業計画書の提出は2つ以上)のか。 それとも、同一法人であることから、複数施設分をまとめて、法人として事業計画書を作成して良い(＝事業計画書の提出は1つ)のか。	当該補助事業は、協定締結医療機関ごとに対して補助を行うものですので、事業計画書は、協定締結医療機関である、それぞれの施設ごとに作成いただく必要があります。
16	共通	補助金で整備した設備や施設を処分する場合や用途変更する場合、なにか期限や制限はあるか。	当補助事業は国庫も含まれており、財産処分の取扱いには法律等により定められています。補助金で整備した設備や施設の区分ごとに、処分制限期間が定められており、処分制限期間中に転用、譲渡、交換、貸付、取壊し、廃棄する場合には、厚生労働大臣の承認を受ける必要があります。 なお、厚生労働大臣の承認を受けるのに時間を要する場合がありますので、検討段階でも構いませんので、県に相談をお願いします。 また、補助金を返還していただく可能性もありますのでご注意ください。 https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/gyomu/bu_ka/kenko_fukushi/tetsuzuki.html
17	共通	設備・施設の整備費費用の補助を受けた医療機関が、財産の処分制限期間経過前に、医療措置協定を変更・終了する場合、補助金額の返還することになるのか。	補助金の返還となることも十分考えられますので、ご注意ください。 協定締結内容を変更又は協定破棄を行う場合は、事前に補助金事務の担当者までご連絡ください。
18	共通	設備・施設の整備において、簡易陰圧装置についてはどちらにも該当するように見えますが、申請の際にどのように判断すべきか。	施設整備事業の対象経費は、交付要綱において「病床確保に係る協定締結医療機関として必要な個室整備等」に要する工事又は工事請負費(専用の陰圧装置、空調設備、トイレ、バス等の附属設備の整備を含む。)となります。簡易陰圧装置単品を購入するような場合は、施設整備事業には該当しません。 既存の個室病室に、簡易陰圧装置のみを設置する場合には、施設整備事業ではなく、設備整備事業(簡易陰圧装置の購入費)として、取り付け費用を含めて申請してください。 申請する際にご不明な点がありましたら担当までご相談ください。

【施設整備】

No.	区分	問	答
1	施設整備	整備事業期間の着工とは何を指すのか。	一般的に「着工」とは実際に工事(くい打ちや地盤改良工事等)が始まることを指します。
2	施設整備	人員・知見が不足しているため、施設整備に係る設計や工事を委託して実施する場合は、補助は対象となるか。	人員・知見の不足により別事業者へ委託する場合も補助の対象となります。ただし、補助事業を行うために請負契約を締結する場合は、一括下請負はできません。
3	施設整備	病室の感染対策に係る整備の補助についてはトイレやバスのみの整備等についても対象となるか。	既存の個室を改修する場合には、トイレやバスのみの整備であっても補助対象となります。
4	施設整備	病室の感染対策に係る整備について、新興感染症患者を受け入れるための個室整備(トイレ等の附属設備の整備を含む)とあるが、新興感染症発生時、既存の多床室を感染症患者受入の専用個室として、平時から計画した際に、その多床室内にトイレを新設する場合も補助対象となるか。	「病室の感染対策に係る整備」の対象となります。 (当該トイレは、平時の通常医療にも使用することが想定されますので、1/3の自己負担があります。)
5	施設整備	病室の感染対策に係る整備について、前室(個室と廊下の間の部屋)の改修も対象となるか。	前室の改修も、病室の感染対策に係る整備の工事で行う場合には、補助対象となります。
6	施設整備	病床確保を内容とする協定を結ぶ場合に、病室の感染対策に係る整備において透析外来患者用の部屋を整備するのは、対象となるか。	病床確保を内容とする協定を締結する医療機関であって、感染症患者専用の透析外来患者用の病室として整備する場合には、補助対象とすることは可能です。
7	施設整備	病室の感染対策に係る整備について、既存病室にある劣化したトイレ・バスのリニューアルは補助対象となるか。	単に老朽化を理由として既に設置されているトイレ・バスを更新する場合には補助対象とはなりません。
8	施設整備	通常のエアコンがあるが、感染症対応に使用できるよう、陰圧装置を入れたり除菌対応の空調設備を新たに整備する場合には、補助対象となるか。	協定を履行するために新たに陰圧装置を整備する場合であって、感染症対応に必要なものであれば、補助対象となります。
9	施設整備	病室の感染対策に係る整備について、補助金によって整備する個室とは別に、今後感染症用の病棟を新築する計画がある。感染症用の病室の建築が完了した際には、新興感染症の対応を新築した病棟にまとめる運用は可能か。 この補助を受けて整備した個室は、新興感染症対応に使い続けなければならないのか。	新興感染症発生・まん延時への備えとして整備することを目的とした補助事業のため、整備後に新興感染症用の病床として使用しなくなった時点で、財産処分の手続きを行い、場合によっては補助金を返還していただくこととなります。 協定においては患者を受け入れる病床を定める必要はありませんので、補助を受けないで整備する別棟での受け入れも当然可能ですが、補助を受けて整備した病室については受け入れに使用する必要があります。
10	施設整備	病室の感染対策に係る整備において、医療用(災害用)コンテナは補助対象となるか。	コンテナについては、土地に定着させるための工事を伴うなど建築物として整備する場合は、補助対象となります。 ただし、病床確保に係る協定を締結する医療機関の感染症対策を目的として整備するものであり、災害用として整備する場合には補助対象とはなりません。 また、コンテナ等の費用も工事費又は工事請負費として整理されている場合は、補助の対象となります。
11	施設整備	補助対象となる経費は、工事費又は工事請負費のみで、その他の費用は対象外となるのか。	補助対象となるのは「工事費又は工事請負費」のみであり、「設計その他工事に伴う事務に要する費用」は、対象外となります。 その他対象外経費は、交付要綱の「対象外経費」をご確認ください。
12	施設整備	「病室の感染対策に係る整備」について、4人床の病室を感染時には個室(1床×2室)で使うが、病床の返上を避けるため、平時は2床室(2床×2室)として利用するような運用を行う場合でも、補助の対象になるのか。 また、補助の対象となる場合、補助基準額は2室分として計算するのか。	新興感染症発生・まん延時において、感染症患者の専用病室として使用する場合には、病室の整備として補助対象となります。 また、当該事例については2室分の補助額で計算します。
13	施設整備	病室の感染対策に係る整備について、簡易陰圧装置の設置は施設整備と設備整備のどちらで行えばよいのか。	病室の整備工事と一体で、簡易陰圧装置の設置工事を行う場合は、施設整備で申請してください。簡易陰圧装置の設置のみを行う場合は、設備整備事業の簡易陰圧装置の整備で申請し、事業を行ってください。
14	施設整備	可動式パーテーションを設置する場合は、単なる可動式パーテーションを購入は補助対象とはならず、据え付け工事などの工事を伴う場合でないと補助の対象にならないのか。	可動式パーテーションの購入費のみでは、施設整備事業の対象にはなりません。建物に設置するための改修工事を伴う場合に、補助対象となります。
15	施設整備	「病棟等の感染対策に係る整備」の対象経費として、多床室を個室化するための可動式パーテーションの設置や病棟入り口の扉の設置、病棟のゾーニングを行うための改修が挙げられているが、この場合の対象面積は、単純にパーテーションや扉が床に接している面積のみになるのか、設置するに際し改修が必要になる面積やゾーニングする予定の面積をすべて含めるのか。	工事面積を想定していますので、当該整備を実施するために工事を行う部分の面積が対象となります。
16	施設整備	病棟等の感染対策に係る整備について、一般患者と新興感染症患者の病棟のゾーニングを目的として新興感染症患者の診察を行うための診察室(陰圧室)を整備するための改修工事は補助の対象となるか。	新興感染症患者の診察を行うための診察室(陰圧室)の整備が、病棟等の感染対策に係る整備として、病棟のゾーニングに資する改修工事の場合には、補助対象となります。

17	施設整備	個人防護具保管施設については、物置のような倉庫は、補助対象となるか。	個人防護具保管施設の整備は、「施設」整備事業であり、対象経費は建物整備の工事に要する費用となります。 そのため、物置であっても、土地に定着させるための工事を伴うなど建築物として整備する場合は、補助対象となります。 また、物置等の費用も工事費又は工事請負費として整理されている場合は、補助の対象となり得ます。
18	施設整備	個人防護具保管施設について、キャビネットやロッカー等の整備も補助対象になるのか。	対象経費は建物整備の工事に要する費用となります。 そのため、建築工事を伴わず、単にキャビネットやロッカー等を購入して設置するのみの場合は、補助対象になりません。
19	施設整備	個人防護具保管施設を建築しその内部にキャビネット等を設置する場合は、一体的な整備として補助対象となるのか。	個人防護具保管施設の附属設備として、一体的に整備する場合は、補助対象となります。
20	施設整備	個人防護具保管庫を整備する際に併せて、PPEのケースを置くためのラックの取り付けなどを行う場合、これらの費用も補助対象となるのか。	個人防護具保管施設の附属設備として、一体的に整備する場合は、補助対象となります。
21	施設整備	敷地が狭い場合などで、敷地内ではなく、借地や関連施設に個人防護具保管施設を整備することで補助対象となるのか。	初動対応の趣旨に鑑み、協定締結医療機関が敷地内に保管スペースを確保できない場合であって、当該医療機関の開設者が所有する近隣の敷地であれば、医療機関の敷地外に設置することは差し支えないものと考えていますが、具体的な事例がある場合に、個別にご相談ください。
22	施設整備	個人防護具保管施設の整備について、薬局などで複数の店舗がある場合、いずれかの店舗に共用の保管庫を整備することは可能か。	各協定締結医療機関において個別に保管スペースを確保できない場合であって、同一都道府県内の協定締結医療機関によるのであれば、共同での整備も対象になるものと考えられますが、個別にご相談ください。 その場合は、保管施設を設置する代表医療機関が申請し、代表医療機関に対して補助を行うことを想定しています。 なお、複数の医療機関が共同で使用する際も、共同で使用する医療機関が、それぞれ協定締結を行い、各協定締結医療機関における使用量の報告による所有権の明確化・管理が必要となります。
23	施設整備	個人防護具保管施設の整備について、施設の規模に具体的な大きさの制限はあるか。	施設の規模については、病床確保、発熱外来、又は自宅療養者等への医療の提供を内容とする協定締結医療機関として必要な範囲(協定で定める個人防護具の備蓄に必要な大きさ)であれば特段制限を設けていません。 ただし、審査において、協定で定める個人防護具の備蓄に必要な大きさに対して過大であると判断し、補助金の上限を設ける場合があります。 なお、内示額は、協定で定めた備蓄量に準じた規模としております。
24	施設整備	個人防護具保管施設について、医療機関の移転が決まっているなど、保管施設を移設させることが判明している場合、補助の対象となるか。	財産処分前提の補助は認められません。 また、補助金により整備した保管施設の耐用年数未済で移転等により使用しなくなる場合には、財産処分の手続きが必要となり、補助金の一部を返還してもらう場合があります。
25	施設整備	現在、機械を設置している部屋について、個人防護具保管施設整備について、個人防護具の保管スペースに改修するために、既存施設内の機材などの撤去工事は、保管スペース確保のための建物改修として補助対象となるか。	撤去工事は、個人防護具の保管スペース確保のための建物改修と同一の業者が行うのであれば、補助対象となり得ますが、撤去のみを専門業者が行う場合、その部分は補助対象外になります。
26	施設整備	個人防護具保管施設の整備について、個人防護具保管施設と別目的の施設を一体で整備した場合の補助はどうなるのか。	補助対象は、全体から個人防護具の保管スペースとして整備する面積を按分した金額になります。
27	施設整備	個人防護具保管施設の整備について、医療機関の敷地内に施設を設置するスペースが少ないことから、院長が居住している近接の事務所に設置する場合、補助金の対象となるか。	協定締結医療機関への補助制度であり、医療機関ではない場所に個人防護具保管施設を整備する場合は補助対象となりません。
28	施設整備	個人防護具保管施設の整備について、既存の建物を2者共有で購入し、自社の占有面積部分を、個人防護具を保管するスペースとして、改修する工事は、補助対象となるか。	協定締結医療機関への補助制度であり、医療機関ではない場所に個人防護具保管施設を整備する場合は補助対象となりません。
29	施設整備	個人防護具保管施設の整備について、医療機関施設から保管庫までの通路の整備や改修は補助対象となるか。	個人防護具保管施設の整備については、保管庫の設置や保管スペース確保のための建物改修を補助対象としており、保管施設までの通路は補助対象となりません。
30	施設整備	個人防護具保管施設を新築(改築)する際に、既存の建物を取り壊しを行う場合、取り壊しに要する費用も補助対象となるか。	取り壊し費用のみであれば対象外となります。
31	施設整備	個人防護具保管施設の整備について、設置場所の整地工事費も補助の対象となるか。	整地費用は補助対象となりません。 その他対象外経費は、交付要綱の「対象外経費」をご確認ください。

32	施設整備	個人防護具保管施設の整備について、医療機関が借地上に設置されているため、その同一の借地内に整備することは可能か。	協定締結医療機関内に保管スペースを確保できない場合であって、当該医療機関と同一の借地内一角に個人防護具保管施設を整備することは可能です。
33	施設整備	開設者が同じで、同敷地内にあるA病院とB病院について、A病院は補助対象となる協定を締結しているが、B病院は補助対象となる協定を締結していない場合に、A病院がB病院分のPPEを一括購入して備蓄するための個人防護具保管施設を新築する場合、保管施設全体を補助対象とすることができるか。	協定を締結しないB病院分の備蓄に要する部分は補助対象となりません。
34	施設整備	個人防護具保管施設について、敷地面積の都合から2階建てとすることは可能か。 基準額計算上の面積の考え方は延べ面積となるか。	2階建ては可能です。面積は延べ床面積となります。
35	施設整備	個人防護具の保管施設の整備に当たり、工事を行うための建築確認申請の費用も補助対象経費になるのか。 建築確認申請にかかる費用は対象経費にはあたらないか。	建築確認申請に係る費用は補助対象とはなりません。 その他対象外経費は、交付要綱の「対象外経費」をご確認ください。
36	施設整備	個人防護具保管施設の施設整備補助に関して、病床確保や発熱外来又は自宅療養者への医療提供にかかる協定を締結する医療機関が対象となっているが、その協定において、個人防護具の備蓄を実施することを定めていることも要件となるか。	病床確保、発熱外来又は自宅療養者への医療の提供に係る協定に加え、協定において個人防護具の備蓄を定めていることが前提となります。 事業計画書の提出時には協定内容の変更予定でも差し支えありませんが、内示までには協定内容の変更を行っていただきます。

【設備整備】

No.	区分	問	答
1	設備整備	設備整備事業における注意点はあるか。	予算の範囲内で台数の制限や、金額の制限等を設けさせていただく可能性があります。 また、過去の補助事業で補助を受けている場合、同種目で補助の対象外となることもありますので、御承知おきください。
2	設備整備	設備整備事業で設備の購入に伴う経費で補助対象外となるものはなにか。	本体価格に計上されていない経費については、補助対象外となります。(例:配送費、運搬費、設置費、交通費等)設備整備事業は、設備の購入費を補助する観点から、見積書等の資料において、本体価格から分離して計上されている上記経費は補助対象外となります。 また、設備のメンテナンス費用、設備の活用方法をメーカー等から受講する場合に係る研修・講義費用(トレーニング費用等)についても同様に補助の対象となりません。 附属品(本体と不可分)の購入費用については、原則、補助の対象となります。
3	設備整備	簡易陰圧装置の整備について、1病室に2台以上の整備を行う場合も、補助の対象となるか。	病室の面積等の関係から、1病室に2台以上を整備しなければ陰圧にできないなどの必要がある場合にのみ補助対象となり得ます。 なお、整備後に会計検査院等の検査により、過剰な設備整備であるなどの指摘を受けた場合には補助金の返還となる可能性もありますのでご注意ください。
4	設備整備	「簡易陰圧装置」について、病床確保の協定を履行するため感染対策に必要な場所であれば設置場所に特段制限はないか。 簡易陰圧装置の上限額に「1床当たり」とあるように、あくまで新興感染症患者を受け入れる病室内に設置することを想定されているのか。	病床確保に係る協定締結医療機関として、新興感染症患者を受け入れる病室等を陰圧化することができるところに簡易陰圧装置を設置する必要があります。
5	設備整備	「簡易陰圧装置」につきまして、病陰圧装置本体だけではなくダクトの取り付け工事費、設置作業費まで補助対象経費に含まれるのか。納入形態が次の場合はどうか。 ①陰圧装置納入業者が、現地での設置作業を別会社に外注する。医療機関と陰圧装置納入業者が締結する物品調達契約にはダクト取り付け工事費、設置作業費まで含まれる。 ②陰圧装置納入業者は医療機関に陰圧装置本体は納入するが、現地での設置作業は医療機関が別途工事業者との別契約で対応する。	①の事例は、陰圧装置の整備に係る取り付け工事費、設置費用まで含めて、「設備整備」として補助することは可能です。 ②の事例は、簡易陰圧装置の購入(設備整備)とは別に、工事のみを単独で発注することとなりますので、補助対象とすることはできません。
6	設備整備	検査機器の整備に関して、こういった機器が整備の対象となるか。	本事業の補助対象は、PCR検査及び等温遺伝子増幅装置が対象となります。 該当する機器が否かは、PMDAの添付文書等を参考にしてください。 具体的な補助対象に該当するかどうかは、該当する検査装置のカatalog及びPMDAの添付文書を明示していただいたうえで、ご連絡ください。なお、医療機器として承認されているものが対象となります。
7	設備整備	検査機器の整備について、検査装置の台数制限はあるか。	検査装置については制度上の台数制限はありませんが、予算の範囲内で幅広い医療機関に補助を行うため、台数の制限を設けることがあります。
8	設備整備	検査機器の設備整備について、特定の検査キットにしか対応していない機器(安価)や、複数の検査キットに対応できる精度の高い機器(高価)等、様々な種類があるが、今回補助対象となる検査機器の機種、性能などの条件はあるか。	本事業の目的は、協定を締結する医療機関の新興感染症への対応力を強化し、今後の新興感染症の発生時に速やかに対応できるよう必要な整備を行うことです。 検査装置について、その機種や性能等の条件は設けていませんが、新たな感染症への対応という観点から、特定の検査キットのみに対応する機器ではなく、複数の検査キットに対応できる(新たな感染症にも早期に対応できることが想定される)機器が望ましいと考えています。
9	設備整備	検査装置にはさまざまなものが存在しているが、機器本体に、「検体をセットする部分(モジュール)」をタワーのように積み上げ、医療機関の施設規模に応じて増設できるという機器が存在する。 すでにこの機器の本体を有している場合に、この「検体をセットする部分(モジュール)」のみを補助対象として補助されるか。	補助対象は検査装置としています。 このため、本体を購入せず、追加モジュールのみを購入する場合には、補助対象となりません。
	設備整備	試薬やプリンター用紙は補助対象となるのか。	試薬やプリンター用紙等の消耗品は補助対象外となります。
	設備整備	検査機器について、実際に検査を行うにあたって必要となる附属の設備は補助対象となるか。	検査装置を設置し稼働するために必要な附属品の場合には補助対象となります。
10	設備整備	簡易ベッドとは収納できるもの(折り畳み等)に限るのか(跳ね上げ式等も対象として良いのか)。ストレッチャーも補助の対象となるのか。	・簡易ベッドは、通常時には折り畳むなどの方法により保管し、臨時的に外来診察室に設置して使用することを想定しています。また、入院医療で使用する場合においても同様に、通常時には病院内で保管し、簡易ベッドは消毒が簡易であることから、感染患者用のベッドとしての使用や、感染症患者の搬送等で使用することを想定しています。 ・ストレッチャーも上記運用で整理できる場合には補助の対象となります。
11	設備整備	簡易ベッドのカバーについても対象として良いのか。	簡易ベッド本体の購入時にカバーがついており、かつ金額が不可分である場合には対象となり得るものと考えます。ただし、カバーのみ別売での購入は対象となりません。
12	設備整備	HEPAフィルター付き空気清浄機の整備について、基準額は「1施設当たり」となっていますが、施設とは建物ごとと考えてよいのか。	1施設とは、協定締結医療機関単位となります。1医療機関で複数建物がある場合でも、1施設と数えます。
13	設備整備	HEPAフィルター付き空気清浄機について、「陰圧対応可能なものに限る」とありますが、「陰圧対応可能」な空気清浄機とは、 ①「陰圧装置」が附属している空気清浄機 ②「陰圧下でも正常に作動する」空気清浄機 のどちらを指すのか。	①を指します。
14	設備整備	パーティション型空気清浄機であっても、HEPAフィルターがついていること、陰圧対応可能なことがカatalog等で確認出来れば、補助の対象と考えてよろしいか。	パーティション型空気清浄機であっても、次の条件を満たしていることを確認できれば補助の対象となります。 ・HEPAフィルターが付いていること ・陰圧対応可能なものであること

15	設備整備	HEPAフィルター付き空気清浄機(陰圧対応可能なもの)について、設置場所の制限はあるか。	HEPAフィルター付き空気清浄機(陰圧対応可能なもの)について、発熱外来の協定を履行するための感染対策に必要な場所であれば、特段制限は設けていません。待合室に設置する場合でも補助対象となります。
16	設備整備	医療機関が負担する个人防护具の費用について、補助の予定はあるか。	个人防护具の購入費用について、現在のところ補助の予定はございません。